

## [事案 2024-178] 入院一時金支払等請求

・令和7年3月4日 裁定打切り

### <事案の概要>

重大事由により契約を解除され、入院一時金が支払われなかったことを不服として、入院一時金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

令和6年4月下旬に睡眠時無呼吸症候群により入院したため、同年2月初旬に契約した医療保険にもとづき入院給付金を請求したところ、約款上の重大事由に該当するとして、契約が解除された。しかし、以下の理由により、入院一時金を支払い、同年5月から7月までの既払込保険料を返してほしい。

- (1) 保険会社は、入院一時金の合計額が80万円となるのが過大であるというが、何を基準に著しく過大となるのかが不明であり、約款にも記載がない。
- (2) 保険会社は、契約時期から早期に初診日を迎えているというが、何を基準に早期としているのかが不明である。
- (3) 保険会社に診断書を送付した後、何の連絡もなく保険料を引き落としおいて、いきなり契約を解除されることには納得がいかない。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、入院時に4社に加入し、入院一時金の総額は80万円、入院給付金の合計も日額3万円に上るが、申立人の収入額から試算すると、入院した場合に本来補償が必要となる金額を著しく超えている。
- (2) 申立人は、半年という短期間で合計4件もの入院一時金が支払われる保険に加入していること、入院の原因となった睡眠時無呼吸症候群は、自らの意思で通院、入院して入院一時金等の給付発生事由を発生させることが可能な症状であること、責任開始日から入院をした病院での初診までの期間が短期であることから、申立人が高額な入院一時金等を不正に取得する目的を有していたことが推認される。
- (3) 重大事由の該当性は、保険制度の公平性を保つためにも慎重に判断する必要があること等から、給付金請求から契約解除までに時間を要するのは当然のことである。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。なお、申立人が希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 重大事由解除が有効であるか否かを判断するためには、契約者の収入および生活状況、他契約の給付金の支払履歴および給付の妥当性、各契約の加入の経緯、入院に至った経過等の事情を総合的に勘案して判断しなければならない。
- (2) これらの事情を明らかにするためには、第三者に対する文書送付嘱託または文書提出命令、各保険契約の募集担当者、あるいは医師等の第三者への尋問等の手続が必要となる。

(3) かしながら、裁定審査会は裁判外紛争処理機関であり、このような手続を持たないことから、上記の点について明らかにすることは困難である。